

東京都林地開発許可実施要領(平成 16 年 4 月 1 日付 16 環自緑第6号)新旧対照表

改 正 案	現 行
第1条から第 10 条まで（現行のとおり） 別表1 開発行為の許可基準 第1（現行のとおり） 第2（現行のとおり） 第3 開発行為の要件 開発行為の許可は、許可の申請書及び添付書類の記載事項が次の要件を満たすか否かにつき審査して行うものとする。 1 一般的事項 (1)～(3)（現行のとおり） <u>(4) 開発行為により森林を他の土地利用に一時的に供する場合には、利用後における原状回復等の事後措置が適切に行われることが明らかであること。</u> <u>(注)「原状回復等の事後措置」とは、開発行為が行われる以前の原状に回復することに固執することではなく、造林の実施等を含めて従前の効用を回復するための措置をいう。</u> <u>(5) 開発行為が周辺の地域の森林施業に著しい支障を及ぼすおそれがないように適切な配慮がなされていることが明らかであること。</u> <u>(注)開発行為により道路が分断される場合には、代替道路の設置計画が明らかであり、開発行為の対象箇所奥地における森林施業に支障を及ぼすことのないように配置されていること等が該当する。</u> (6)・(7)（現行のとおり） 2 法第 10 条の2第2項第1号関係事項 (1)（現行のとおり） (2) 切土、盛土又は捨土を行う場合には、その工法が法面の安定を確保するものであること及び捨土が適切な箇所で行われること並びに切土、盛土又	第1条から第 10 条まで（略） 別表1 開発行為の許可基準 第1（略） 第2（略） 第3 開発行為の要件 開発行為の許可は、許可の申請書及び添付書類の記載事項が次の要件を満たすか否かにつき審査して行うものとする。 1 一般的事項 (1)～(3)（略） <u>(4) 開発行為により森林を他の土地利用に一時的に供する場合には、利用後における原状回復等の事後措置が適切に行われることが明らかであること。</u> <u>(5) 開発行為が周辺の地域の森林施業に著しい支障を及ぼすおそれがないように適切な配慮がなされていることが明らかであること。</u> (6)・(7)（略） 2 法第 10 条の2第2項第1号関係事項 (1)（略） (2) 切土、盛土又は捨土を行う場合には、その工法が法面の安定を確保するものであること及び捨土が適切な箇所で行われること並びに切土、盛土又

は捨土を行った後に法面を生ずるときはその法面の勾配が地質、土質、法面の高さからみて崩壊のおそれのないものであり、かつ、必要に応じ小段又は排水施設の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

技術的なことについては、次のアからエに掲げるとおりとする。

ア・イ（現行のとおり）

ウ 盛土は、次によるものであること。

（ア）（現行のとおり）

（イ） 一層の仕上がり厚は、30 センチメートル以下とし、その層ごとに締め固めが行われるとともに、必要に応じて雨水その他の地表水又は地下水を排除するための排水施設の設置等の措置が講ぜられていること。

（ウ）・（エ）（現行のとおり）

エ（現行のとおり）

（3）～（8）（現行のとおり）

3～5（現行のとおり）

6 太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為について

太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為については、1から5までによるほか、次によるものであること。

（1）一般的事項関係事項

ア 第3の1の（4）関係事項（事業終了後の措置について）

林地開発許可において、太陽光発電事業終了後の土地利用の計画が立てられており、太陽光発電事業終了後に開発区域について原状回復等の事後措置を行うこととしている場合は、当該許可を申請する際に、植栽等、設備撤去後に必要な措置を計画概要書（別記第2－1号様式）に記載するとともに、土地所有者との間で締結する当該土地使用に関する契約に、太陽光発電事業終了後、原状回復等する旨を盛り込むよう努めること。

（2）法第10条の2第2項第1号関係事項

は捨土を行った後に法面を生ずるときはその法面の勾配が地質、土質、法面の高さからみて崩壊のおそれのないものであり、かつ、必要に応じ小段又は排水施設の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

技術的なことについては、次のアからエに掲げるとおりとする。

ア・イ（略）

ウ 盛土は、次によるものであること。

（ア）（略）

（イ）・（ウ）（略）

エ（略）

（3）～（8）（略）

3～5（略）

ア 第3の2の(1)関係事項(自然斜面への設置について)

開発行為が原則として現地形に沿って行われること及び開発行為による土砂の移動量が必要最小限度であることが明らかであることを原則とした上で、太陽光発電施設を自然斜面に設置する区域の平均傾斜度が 30 度以上である場合には、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、可能な限り森林土壌を残した上で、擁壁又は排水施設等の防災施設を確実に設置するものであること。ただし、太陽光発電施設を設置する自然斜面の森林土壌に、崩壊の危険性の高い不安定な層がある場合は、その層を排除した上で、防災施設を確実に設置すること。

なお、自然斜面の平均傾斜度が 30 度未満である場合でも、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、必要に応じて、適切な防災施設を設置すること。

イ 第3の2の(6)関係事項(排水施設的能力及び構造等について)

太陽光パネルの表面が平滑で一定の斜度があり、雨水が集まりやすいなどの太陽光発電施設の特性を踏まえ、太陽光パネルから直接地表に落下する雨水等の影響を考慮する必要があることから、雨水等の排水施設の断面及び構造等については、次のとおりとする。

(ア) 第3の2の(6)のア関係事項(排水施設の断面について)

地表が太陽光パネル等の不透水性の材料で覆われる箇所については、第3の2の(6)のアの(ア)の表1によらず、排水施設の計画に用いる雨水流出量の算出に用いる流出係数を 0.9 から 1.0 までとする。

(イ) 第3の2の(6)のイ関係事項(排水施設の構造等について)

第3の2の(6)のイの規定に基づくほか、表面流を安全に下流へ流下させるための排水施設の設置等の対策が適切に講ぜられていること。

また、表面浸食に対しては、地表を流下する表面流を分散させるために必要な柵工、筋工等の措置が適切に講ぜられていること及び地表を保護するために必要な伏工等による植生の導入や物理的な被覆の措置が適切に講ぜられていること。

(3) 法第 10 条の2第2項第3号関係事項

ア 第3の5の(1)関係事項(残置し、又は造成する森林又は緑地について)

開発行為をしようとする森林の区域に残置し、又は造成する森林又は緑地の面積の、事業区域内の森林面積に対する割合及び森林の配置等は、開発行為の目的が太陽光発電施設の設置である場合は、別紙の表によらず、次の(ア)又は(イ)の表のとおりとする。

なお、第3の1の(7)において、残置森林又は造成森林は、善良に維持管理されることが明らかであることを許可基準としていることから、林地開発許可後に採光を確保すること等を目的として残置森林又は造成森林を過度に伐採することがないよう、あらかじめ、樹高や造成後の樹木の成長を考慮した残置森林又は造成森林及び太陽光パネルの配置計画とすること。

(ア) 開発行為に係る森林の面積が 20 ヘクタール未満である場合

<u>開発行為 の目的</u>	<u>事業区域内にお いて残置し、又は 造成する森林又 は緑地の割合</u>	<u>森林の配置等</u>
<u>太陽光発 電施設の 設置</u>	<u>森林率はおおむ ね 25 パーセント (残置森林率はお おむね 15 パー セント)以上とす る。</u>	<u>1 原則として周辺部に残置森林を配 置する。 また、りょう線の一体性を維持す るため、尾根部については、原則とし て残置森林を配置する。</u> <u>2 事業区域内にこれを複数造成する 場合は、その間に幅おおむね 30 メー トル以上の残置森林又は造成森林を 配置する。</u>

(イ) 開発行為に係る森林の面積が 20 ヘクタール以上である場合

<u>開発行為 の目的</u>	<u>事業区域内にお いて残置し、又は 造成する森林又</u>	<u>森林の配置等</u>
---------------------	---	---------------

	は緑地の割合	
太陽光発電施設の設置	森林率はおおむね 25 パーセント（残置森林率はおおむね 15 パーセント）以上とする。	1 原則として周辺部におおむね幅 30 メートル以上の残置森林又は造成森林（おおむね 30 メートル以上の幅のうち一部又は全部は残置森林）を配置する。 また、りょう線の一体性を維持するため、尾根部については、原則として残置森林を配置する。 2 開発行為に係る 1 か所当たりの面積はおおむね 20 ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。
(4) <u>その他配慮事項</u> <u>このほか、次の事項について配慮すること。</u> <u>ア 住民説明会の実施等について</u> <u>太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為については、防災や景観の観点から、地域住民が懸念する事案があることから、申請者は、林地開発許可の申請の前に住民説明会の実施等地域住民の理解を得るための取組を実施することが望ましい。</u> <u>特に、採光を確保する目的で事業区域に隣接する森林の伐採を要求する申請者と地域住民との間でトラブルが発生する事案があることから、申請者は、採光の問題も含め、長期間にわたる太陽光発電事業期間中に発生する可能性のある問題への対応について、住民説明会等を通じて地域住民と十分に話し合うことが望ましい。</u> <u>イ 景観への配慮について</u>		

太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為をしようとする森林の区域が、市街地、主要道路等からの良好な景観の維持に相当の悪影響を及ぼす位置にあり、かつ、設置される施設の周辺に森林を残置し又は造成する措置を適切に講じたとしてもなお更に景観の維持のため十分な配慮が求められる場合にあっては、申請者が太陽光パネルやフレーム等について地域の景観になじむ色彩等にするよう配慮することが望ましい。

【別紙】

(1) 開発行為に係る森林の面積が 20 ヘクタール未満である場合

開発行為の目的	事業区域内において残置し又は造成する森林又は緑地の割合	森 林 の 配 置 等
(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)
(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)
(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)
(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)
学校、工場、事業場の設置 グラウンドの造成 霊園の造成 残土処分	森林率はおおむね25パーセント以上とする。	1 原則として、周辺におおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。
(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)
(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)

(注) 1～3 (現行のとおり)

(2) 開発行為に係る森林の面積が 20 ヘクタール以上である場合

開発行為の目的	事業区域内において残置し又は造成する森林	森 林 の 配 置 等
---------	----------------------	-------------

【別紙】

(1) 開発行為に係る森林の面積が 20 ヘクタール未満である場合

開発行為の目的	事業区域内において残置し又は造成する森林又は緑地の割合	森 林 の 配 置 等
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
学校、工場、事業場の設置 グラウンドの造成 霊園の造成 残土処分	森林率はおおむね25パーセント以上とする。	1 原則として、周辺におおむね30メートル程度の残置森林又は造成森林を配置する。 2 事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(注) 1～3 (略)

(2) 開発行為に係る森林の面積が 20 ヘクタール以上である場合に使用する。

開発行為の目的	事業区域内において残置し又は造成する森林	森 林 の 配 置 等
---------	----------------------	-------------

	又は緑地の割合	
(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)
(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)
(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)
(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)
学校、工場、事業場の設置 グラウンドの造成 霊園の造成 残土処分	森林率はおおむね35パーセント以上とする。	1 原則として、周辺におおむね50メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね50メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。
(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)
(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)

(注) 1～3 (現行のとおり)

(別記第1号様式)

林地開発行為事前指導申出書

年 月 日

多摩環境事務所長
殿
支 庁 長

住 所

氏 名 ㊤
(法人にあっては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

	又は緑地の割合	
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
学校、工場、事業場の設置 グラウンドの造成 霊園の造成 残土処分	森林率はおおむね35パーセント以上とする。	1 原則として、周辺におおむね50メートル程度の残置森林又は造成森林を配置する。 2 開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね50メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(注) 1～3 (略)

(別記第1号様式)

林地開発行為事前指導申出書

平成 年 月 日

多摩環境事務所長
殿
支 庁 長

住 所

氏 名 ㊤
(法人にあっては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

林地開発許可申請に先だち、あらかじめ事前指導を受けたいので申し出ます。

開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所	市 町 大字 字 番 郡 村
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 土 地 の 面 積	ヘクタール
開 発 行 為 の 目 的	
開 発 行 為 の 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
開 発 行 為 の 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日（事業期間 か月）
用 地 の 権 利 関 係	
備 考	

注意事項

- 1 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
- 2 面積は実測とし、ヘクタールを単位として、小数点以下第4位まで記載のこと。
- 3 備考欄には、開発行為を行うことについて行政庁の許認可その他の処分を必要とする場合には、その手続の状況を記載すること。
- 4 添付書類は、事業計画書、位置図、土地利用計画図、その他参考資料とする。

別表2・別表3（現行のとおり）

林地開発許可申請に先だち、あらかじめ事前指導を受けたいので申し出ます。

開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所	市 町 大字 字 番 郡 村
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 土 地 の 面 積	ヘクタール
開 発 行 為 の 目 的	
開 発 行 為 の 着 手 予 定 年 月 日	<u>平成</u> 年 月 日
開 発 行 為 の 完 了 予 定 年 月 日	<u>平成</u> 年 月 日（事業期間 か月）
用 地 の 権 利 関 係	
備 考	

注意事項

- 1 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
- 2 面積は実測とし、ヘクタールを単位として、小数点以下第4位まで記載のこと。
- 3 備考欄には、開発行為を行うことについて行政庁の許認可その他の処分を必要とする場合には、その手続の状況を記載すること。
- 4 添付書類は、事業計画書、位置図、土地利用計画図、その他参考資料とする。

別表2・別表3（略）

別記第2－1号様式から第2－3号様式まで（現行のとおり）
（別記第2－4号様式）

林 地 開 発 行 為 工 程 表

		年												年												年											
-		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
工 種	数量																																				
備 考																																					

別記第2－5号様式から第2－8号様式まで（現行のとおり）

別記第2－1号様式から第2－3号様式まで（略）
（別記第2－4号様式）

林 地 開 発 行 為 工 程 表

		平成 年												平成 年												平成 年											
工 種	数量	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
備 考																																					

別記第2－5号様式から第2－8号様式まで（略）

(別記第 2－9 号様式)

土 地 所 有 権 者 の 同 意 書

年 月 日

殿

貴殿が 地区で東京都林地開発許可手続に関する規則に基づき開発行為を行うことについて、異議なく、その施行について同意します。

土地の関係権利者						
森 林 の 所 在 場 所	現況 地目	開発行為 の 面 積	権利 の種類	同 意 者 の 住所、氏名	印	共有 関係

(別記第 2－9 号様式)

土 地 所 有 権 者 の 同 意 書

平成 年 月 日

殿

貴殿が 地区で東京都林地開発許可手続に関する規則に基づき開発行為を行うことについて、異議なく、その施行について同意します。

土地の関係権利者						
森 林 の 所 在 場 所	現況 地目	開発行為 の 面 積	権利 の種類	同 意 者 の 住所、氏名	印	共有 関係

※ 権利の種類欄には、所有権、地上権、抵当権、賃借権等を記入する。
※ 印鑑証明書を添付すること。

別記第3号様式（現行のとおり）
（別記第4号様式）

文 書 番 号
年 月 日

東 京 都 知 事 殿

国又は地方公共団体の長 印

林 地 開 発 行 為 の 協 議 に つ い て

東京都林地開発許可実施要領第9条の規定に係る開発行為を、別紙計画書のとおり

※ 権利の種類欄には、所有権、地上権、抵当権、賃借権等を記入する。
※ 印鑑証明書を添付すること。

別記第3号様式（略）
（別記第4号様式）

文 書 番 号
平成 年 月 日

東 京 都 知 事 殿

国又は地方公共団体の長 印

林 地 開 発 行 為 の 協 議 に つ い て

東京都林地開発許可実施要領第9条の規定に係る開発行為を、別紙計画書のとおり

実施したいので協議します。

(注) 1 提出書類は別表2に基づき提出すること。

2 提出部数は正副2部とする。

【付表1－1】

開発行為の目的	図面の種類	明示すべき事項	縮尺	留意すべき事項
共 通	(現 行 の と お り)	(現 行 の と お り)	(現 行 の と お り)	(現 行 の と お り)
①別荘地・スキー場・ゴルフ場・グラウンド・霊園・住宅団地等の造成 ②宿泊施設・レジャー施設・学校・工場・事業場等の設置 ③残土処分等 ④ <u>太陽光発電施設の設置</u>	(現 行 の と お り)	(現 行 の と お り)	(現 行 の と お り)	(現 行 の と お り)
土 石 採 取	(現 行 の と お り)	(現 行 の と お り)	(現 行 の と お り)	(現 行 の と お り)

実施したいので協議します。

(注) 1 提出書類は別表2に基づき提出すること。

2 提出部数は正副2部とする。

【付表1－1】

開発行為の目的	図面の種類	明示すべき事項	縮尺	留意すべき事項
共 通	(略)	(略)	(略)	(略)
①別荘地・スキー場・ゴルフ場・グラウンド・霊園・住宅団地等の造成 ②宿泊施設・レジャー施設・学校・工場・事業場等の設置 ③残土処分等	(略)	(略)	(略)	(略)
土 石 採 取	(略)	(略)	(略)	(略)

			り)						
付表1－2（現行のとおり）					付表1－2（略）				